

**改正**

平成30年9月19日訓令第15号

平成31年3月19日訓令第3号

令和2年6月19日訓令第25号

令和5年12月13日訓令第40号

幌加内町住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 幌加内町は、町民並びに町内企業等に従事する従業員の住環境の向上及び定住の促進を図るため、住宅の改築、増築又は住宅の耐久性及び性能の向上のための改修、若しくは設備改修（以下「リフォーム工事」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金交付に関しては、幌加内町補助金等交付規則（昭和59年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅～公営住宅及び賃貸住宅を除く、自己の居住の用にする建築物
- (2) 併用住宅～建築物に個人住宅の他に店舗、事務所及び賃貸住宅（以下「非個人住宅」という。）の部分がある建築物
- (3) 雇用促進住宅～企業等が所有する（賃貸建物を除く）従業員の居住の用に供する建物
- (4) 設備改修～単なる機器の更新は除く。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に登録されている者並びに町内の企業等。
- (2) 公租公課を完納している者並びに企業等。

(3) 町長が指定する要件を備えている者並びに企業等。

(補助対象事業等)

**第4条** 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるところによる。

(1) 個人住宅、併用住宅

ア 補助金の交付対象となる事業は、工事金額（消費税及び地方消費税は除く。以下同じ。）が15万円以上のリフォーム工事とする。ただし、併用住宅のリフォーム工事については、個人住宅部分を補助対象とし、非個人住宅部分の床面積の割合で按分し工事金額を算出する。

イ 補助金の額は、リフォーム工事に要した工事金額の5分の2に相当する金額（当該金額30万円を超えるときは30万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(2) 雇用促進住宅

ア 補助金の交付対象となる事業は、工事金額（消費税及び地方消費税は除く。以下同じ。）が15万円以上のリフォーム工事とする。

イ 補助金の額は、リフォーム工事に要した工事金額の4分の3に相当する金額（当該金額75万円（一人入居者当たり）を超えるときは75万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幌加内町住宅リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真

(2) 住宅のリフォーム工事内容を明らかにする図面

(3) リフォーム工事見積書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

**第6条** 町長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、幌加内町住宅リフォーム補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請)

**第7条** 申請者は、第5条の規定により交付申請した内容を変更し、又はリフォーム工事

を中止若しくは廃止しようとするときは、幌加内町住宅リフォーム補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に第5条各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、幌加内町住宅リフォーム補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

**第8条** 申請者は、リフォーム工事が完了した後、速やかに幌加内町住宅リフォーム補助金完了届（第5号様式）及び幌加内町住宅リフォーム補助金交付請求書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
- （2） リフォーム工事の領収書の写し、又は振込依頼書の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する。

3 この要綱に基づく補助金の交付決定者は同内容のものについては10年、異なる内容のものについては5年以内に1度限りとする。ただし、前項の規定による補助金の交付を受けた後、1年を経過した者で特に町長が認めた場合は、この限りではない。

（補助金の確定等）

**第9条** 町長は、前条第1項に規定する完了届の提出があったときは、前条第2項の審査及び現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容並びにこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、幌加内町住宅リフォーム補助金確定通知書（第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第10条** 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （3） 交付決定を受けてから5年以内に転売又は喪失したとき。
- （4） 前号の規定による返還額は、居住年数に応じて次の表に定める返還率を乗じて得

た額とする。

居住年数	返還率
1年未満	5分の5
1年以上2年未満	5分の4
2年以上3年未満	5分の3
3年以上4年未満	5分の2
4年以上5年未満	5分の1

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(要綱失効に伴う経過措置)

3 要綱第10条の規定は、同要綱の失効後においてもなおその効力を有する。

**附 則** (平成30年9月19日訓令第15号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成31年3月19日訓令第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年6月19日訓令第25号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

**附 則** (令和5年12月13日訓令第40号)

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

第1号様式

幌加内町住宅リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

幌加内町長 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

幌加内町住宅リフォーム補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 事業着手及び完了の予定期日

着 手 年 月 日  
完 了 年 月 日

2 事業に要する総額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

- (1) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
- (2) 住宅のリフォーム工事内容を明らかにする図面
- (3) リフォーム工事見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

第2号様式

幌加内町住宅リフォーム補助金交付決定通知書

幌加内町指令（建）第 号

住所  
氏名

年 月 日申請の「幌加内町住宅リフォーム補助金」に対し、  
金 円を補助する。ただし、次の事項を承知されたい。

年 月 日

幌加内町長

印

1. この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
幌加内町住宅リフォーム補助金	円	円

2. 補助事業の計画を変更、中止（廃止）しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。ただし、設計変更等によりその事業量又は、事業費において10%未満の場合であって、かつ当該事業の目的に変更をもたらすものでないときは、この限りでない。
3. 次の各号の一に該当するときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においてもまた同様とする。
  - (1) この補助金を他の用途に使用したとき
  - (2) 補助金を受けることについて不正の行為があったとき
  - (3) 補助金の交付の決定の内容又は、これに付した条件その他法令又は、これに基づく町長の命令に違反したとき
4. 補助事業により取得し又は、効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければならない。
5. 前項の財産の内「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内において補助金の目的に反して使用し譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の金額を町に納付した場合はこの限りでない。
6. 前項により町長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは当該収入の全部又は一部を町に納付させることがある。
7. 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
8. 本事業に伴う一切の責任は申請者が負うものとし、利害関係、損害等の対応は善意を持って申請者が対応すること。

第3号様式

変 更  
幌加内町住宅リフォーム補助金 承認申請書  
(中止・廃止)

年 月 日

幌加内町長 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

事業(事務)名 幌加内町住宅リフォーム補助金事業

年 月 日付幌加内町指令(建)第 号をもって補助金の交付の決定を受けた上記事業について、その計画を次の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 変更後の補助金交付申請額 金 円
3. 変更の理由

第4号様式

変 更  
幌加内町住宅リフォーム補助金 承認通知書  
(中止・廃止)

幌加内町指令（建）第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付申請の幌加内町住宅リフォーム補助金に係る計画の変更（中止・廃止）を承認し、年 月 日付幌加内町指令（建）第 号の補助金「金 円」を「金 円」に変更する。ただし、次の事項を承知されたい。

年 月 日

幌加内町長 印

1. この承認の内容は、年 月 日付幌加内町住宅リフォーム補助金変更（中止・廃止）承認申請書記載のとおりとする。
2. 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象額	変 更 前		変 更 後	
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
幌加内町住宅 リフォーム 補助金				

幌加内町住宅リフォーム補助金完了届

年 月 日

幌加内町長 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付幌加内町指令（建）第 号による補助金交付決定を受けた事業について、幌加内町住宅リフォーム補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり完了届を提出します。

記

1. 事業名 幌加内町住宅リフォーム補助金

添付書類

- ・ リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
- ・ リフォーム工事の領収書の写し、又は振込依頼書の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類

幌加内町住宅リフォーム補助金交付請求書

年 月 日

幌加内町長 様

住 所

氏 名

印

事業名 幌加内町住宅リフォーム補助金

年 月 日付幌加内町指令（建）第 号をもって交付の決定を受けた上記事業に係る補助金等について、交付を受けたいので請求します。

記

1. 請 求 額 金 円

※振込先 金融機関名 ・北空知信用金庫  
・きたそらち農業協同組合  
・その他の金融機関 \_\_\_\_\_

口座番号 普通 \_\_\_\_\_

第7号様式

幌加内町住宅リフォーム補助金確定通知書

年 月 日

幌加内町字

様

幌加内町長

印

事業名 幌加内町住宅リフォーム補助金

年 月 日付で完了届のあった上記事業に係る補助金について、  
次のとおり額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円